

衆（参）議院議員 ○ ○ ○ ○ 様

要 望 書

【令和3年度第1回定例会】

千葉県町村会

要 望 事 項

第 1 町村行財政の充実強化について

- 1 「公立病院」及び「公的病院等に対する運営助成」における
財政措置等について……………1
- 2 地域手当の支給割合の是正について……………1

第 2 町村生活基盤の充実強化について

- 1 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の建設促進について……………2
- 2 成田空港周辺地域の均衡ある発展に係る財源の確保等について…3
- 3 防災行政無線屋外子局の停電対策について……………4
- 4 国道409号茂原一宮道路（長生グリーンライン）の早期
完成について……………4
- 5 九十九里浜の海岸侵食対策・養浜事業の国による直轄事業の
採択について……………5
- 6 地上デジタル放送共聴施設の維持管理について……………5
- 7 国県道における減災対策について……………6
- 8 東京湾口道路計画の推進について……………6

第 3 教育文化行政の充実強化について

- 1 県費栄養職員の配置基準の改善について……………7
- 2 ICT支援員の確保について……………8
- 3 小中学校における学習支援員及び介助員の配置に係る
補助金の確保について……………8

第 4 産業の振興発展について

- 1 成田空港周辺地域における国家戦略特区の早期指定について…9

第 5 新型コロナウイルス感染症の関連について……………10

第1 町村行財政の充実強化について

1 「公立病院」及び「公的病院等に対する運営助成」における財政措置等について

救急医療等の政策医療を担う多くの公立病院では、将来にわたって安定的な経営を求められているが、非常に厳しい経営を強いられ、市町村の負担は大きなものとなっている。

さらに、地域で必要とされる不採算医療等の機能を担う公的病院等に対し、地方公共団体が助成を行った場合に、公立病院に準じた特別交付税が措置されているが、この場合、特別交付税の配分内訳が明確に示されないため、新規対象項目等が追加された場合でも、新規配分額が分かりにくい。

については、適切な措置を講じ、「公立病院の運営費」及び「公的病院等に対する運営助成」に係る財政措置を拡充することを要望する。

2 地域手当の支給割合の是正について

地域手当の支給割合については、近隣自治体間において、同一生活圏、かつ社会経済状況上、差がないにもかかわらず大きな格差が生じている。こうしたことは、地域手当の支給割合の数値設定の根拠に疑問を持たざるを得ないものである。

また、地域手当の支給割合は、自治体に対してのみならず、保育、介護、障害者サービスの従事者に係る報酬にも影響しており、近隣自治体との格差は人材確保にも深刻な影響を及ぼしている。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 地域手当の支給割合を隣接自治体の状況や地域の特性を踏まえ、著しい地域間格差が生じないように、弾力的な取扱いができるよう見直すこと。

- (2) 地域手当の支給割合の決定に当たっては、算定基礎に物価等の要素を十分反映させること。
- (3) 地域手当の支給割合の見直し時期は10年程度とされているが、急速に変化する社会経済情勢を踏まえ、地域の実情を速やかに反映するよう、見直し時期を短縮すること。

第2 町村生活基盤の充実強化について

1 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の建設促進について

圏央道は、首都圏から放射状に延びる高速道路と相互に連絡し、環状道路との広域ネットワークを形成することにより、成田空港や都心、さらには周辺各地へのアクセスの向上が図られること、また、沿線地域においては「人・物の交流」の活性化とともに、観光、物流又は産業の発展など、地域経済に大きな好循環をもたらすことが期待される。

さらに、想定される首都直下地震等の災害時には、緊急輸送道路としても重要な役割を果たすことから、早期の全線開通は必要不可欠である。

については、次の事項について要望する。

- (1) 大栄JCT－松尾横芝IC間において、速やかに用地取得を進めると共に、2024年とする開通目標を達成できるよう事業を進めること。
- (2) 公共交通の利便性に乏しかった空港東側地域において、アクセス利便性を飛躍的に高めるため、新たなIC（成田空港IC構想）の具体化に向け推進を図ること。
- (3) 新たなIC（成田空港IC構想）付近から（仮称）国道296号IC付近の間に、地域交流の拠点となる「休憩施設」を設置すること。

2 成田空港周辺地域の均衡ある発展に係る財源の確保等について

成田空港は、国際競争力を強化するため、令和2年1月31日に国からの航空法に基づく変更許可を受け、更なる機能強化の取組みが始まっている。また、同年4月1日、環境対策として新たな「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（騒防法）」第1種区域や「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（騒特法）」の告示・施行により、空港用地や騒音に伴う移転が発生し、町内での移転先確保を図るため、農地などでの土地利用の除外手続きが発生し、早急な対応が必要となる。

さらに、空港周辺は、西側地域だけが空港と共に発展し、その他の地域は、少子高齢などにより人口が減少している。今後、千葉県が策定した「実施プラン」などにより、地域振興を図るには、「成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（成田財特法）」の適用となった道路整備などを推進する必要がある。

また、空港拡張用地内の移転者への対応、受け入れる自治体への対応については、四者協議会において『成田空港の更なる機能強化に関する確認書』、『成田空港周辺の地域づくりに関する「基本プラン」・「実施プラン」』などで確認されたところであるが、これらの施策を推進するための国や県の関わりや財源確保の面においての対応が求められる。

については、次の事項について要望する。

- (1) 成田空港周辺地域の均衡ある発展のため、土地利用規制の緩和を早急に図ること。
- (2) 「実施プラン」を着実に推進するため、事業推進体制の構築及び成田財特法の事業などの財源確保を図ること。

3 防災行政無線屋外子局の停電対策について

防災行政無線（同報系）は、災害時に屋外拡声子局に設置した屋外スピーカーや戸別受信機を通じ、住民に迅速に防災情報を伝達するために重要な手段となっている。

令和元年房総半島台風の被災の際は、長期停電等により県内の多くの市町村で屋外スピーカーが使用不可能となったことから、国や県では72時間以上稼働可能な非常用電源への設置を推進し、一層の機能強化を図るように要請しているが、大規模災害による長期停電を考慮すると、現状の仕組みでは対応が困難である。

については、大規模災害時に必要な情報を確実に住民へ伝達するため、長期停電を踏まえた有効な対応策となる手段を検討するとともに、早期実現を要望する。

4 国道409号茂原一宮道路（長生グリーンライン）の早期完成について

国道409号茂原一宮道路（長生グリーンライン）は、首都圏中央連絡自動車道と一体となり、県内各地や首都圏からの交流人口の更なる拡大を図るとともに、災害時における緊急対応道路としても大変重要な路線である。

また、長生地域にとっては、首都圏中央連絡自動車道の波及効果を高め、地域活性化の促進に繋がることから、本路線の果たす役割は大きい。

については、整備区間となっている長南・茂原間は、すでに長南町側より工事着手され事業は着実に進展しているが、残る茂原・一宮間においても、早期に事業化を図り、早期の全線開通を目指して、事業を加速化させることを要望する。

5 九十九里浜の海岸侵食対策・養浜事業の国による直轄事業の採択について

近年、九十九里浜一帯では、急激な海岸侵食により汀線が後退し、砂浜の砂が削りとられ無残な浜崖へと変貌し、かつて一面に広がっていた水平線と砂浜の織りなす白砂青松の景観は、急激に失われている。

侵食が顕著な箇所では県による対策が講じられてきたが、その対策を上回る速度で海岸侵食が進んでいるのが現状であり、海水浴場の開設ができないなど地域経済にも多大な影響を及ぼしている。

また、近年懸念されている高潮や津波をはじめとした自然災害に対する防災対策の観点からも、海岸の侵食対策を早急に講じることが必要である。

については、養浜等の海岸侵食対策には、多大な事業費と高度な技術を要するため、国による直轄事業として採択することを要望する。

6 地上デジタル放送共聴施設の維持管理について

千葉県中央部から南部にかけては、中山間地が多い地域特性から、地上デジタルを自宅のアンテナなどを使って受信できない新たな難視区域が多く存在している。そのため、難視地域を抱える自治体では、地上デジタル難視地域を解消するため、辺地共聴施設整備事業を実施している。

辺地共聴施設整備事業は、市町村又は共聴施設の設置者が事業主体となり、当該施設の整備については、国等から補助金が得られるものの、整備後の維持管理については、財政支援が受けられないため、市町村又は共聴施設の設置者にとって大きな負担となっている。

辺地共聴施設の維持管理については、受信者側の責務となるが、負担については、地域格差なく公平性が確保されるべきで

ある。

については、維持管理費が過大となる市町村又は辺地共聴施設の設置者に対し、補助金交付等の財政支援を講じるよう要望する。

7 国県道における減災対策について

令和元年度の度重なる台風等自然災害により、多数の風倒木が発生し、道路や電線等の重要インフラ施設に大きな被害を与えたが、その未然防止に向けて、千葉県では市町村を対象として、国により創設された「重要インフラ施設周辺森林整備事業」を活用し、「災害に強い森づくり事業」を昨年度より実施している。

市町村道においては、この事業を活用して森林の防災面での機能を高められているが、国県道においても市町村道と同様の対応が求められる。

については、国県道沿線の私有地樹木の伐採について、災害時にその被害を受ける道路管理者、電気事業者、通信事業者が連携して、減災対策に取り組む事業の創設を要望する。

8 東京湾口道路計画の推進について

東京湾口道路は、房総半島と三浦半島を結ぶ延長約17kmの道路として構想されているが、平成20年に国から国土形成計画において長期的な視点から取り組むものとされ、構想は事実上凍結となっている。その間、東京一極集中の進行等により、南房総地域における人口減少に歯止めがかからない状況にある。

また、南房総地域は、東京湾アクアライン、館山自動車道及び富津館山道路の整備によって、首都圏を中心に来訪客は年々増加しており、自然豊かな観光地として定着し、通勤・通学も可能な地域となった一方で、東京湾アクアラインの休日の交通渋滞は緩

和されず一般の高速道路利用者はもちろんのこと、多目的に利用者が増加してきた高速バスの運行にも大きな支障を来している。

については、県内外の人やモノの流れを強化し、社会経済活動を活性化させるため、東京湾口道路計画の推進を図ることを要望する。

第3 教育文化行政の充実強化について

1 県費栄養職員の配置基準の改善について

公立小中義務教育学校における栄養教諭及び学校栄養職員の配置については、「義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）」に基づく標準定数を基準として、都道府県において条例で定めることとされている。

義務標準法に基づく標準定数では、「栄養教諭及び学校栄養職員の共同調理場への配置」について、「給食児童生徒数1,501人以上について2名配置」としているが、栄養教諭及び学校栄養職員の職務は、食物アレルギー対応に関する事業等の増加に伴う事務量が大幅に増加している。

千葉県内では、児童生徒数約1,400人に対し、栄養教諭等1名で対応している自治体もあるため、食物アレルギーを持つ児童生徒への対応が不十分となってしまうことが懸念される。

については、食物アレルギーを持つ児童生徒への対応の重要性から、栄養教諭及び学校栄養職員の共同調理場への配置について、児童生徒数1,000人以上で2名配置にするよう、配置基準の見直しを図ることを要望する。

2 ICT支援員の確保について

文部科学省が策定した「教育のICT化に向けた環境整備5年計画（2018～2022年度）」において、地方財政措置がなされ、その整備計画にICT支援員（4校に1人）が位置付けられている。

しかしながら、現状の地方財政措置では、教育のICT化環境整備に係る事業費算定額は不足している現状にある。

また、新型コロナウイルス感染症の対応から、学校から児童生徒への遠隔授業を実施する必要性が高まり、ICT教育に加え遠隔授業にも適切に対応するためには各校1名のICT支援員配置の必要があると考えるが、国の公立学校情報機器整備費補助金では、日常的な教員のICT活用支援を行うICT支援員については、示されていない。

については、自治体においてICT支援員を必置することが可能となるよう、ICT支援員の配置に係る国庫補助制度の創設を要望する。

3 小中学校における学習支援員及び介助員の配置に係る補助金の確保について

近年、特別な支援を必要とする児童生徒が年々増加傾向にある中で、今や学習支援員及び介助員は小中学校現場に欠かせない存在になっている。

千葉県内では、特に、児童養護施設を有する自治体において、特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあることから、教員だけでなく事務員、用務員までも動員して児童生徒を指導しており、さらに、学習支援員、介助員、スクールカウンセラーを市町村が独自に配備している自治体もある。

については、自治体の財政負担が増えることがないように、これらの学習支援員、介助員を配置する国庫補助制度の創設を要望する。

第4 産業の振興発展について

1 成田空港周辺地域における国家戦略特区の早期指定について

成田空港周辺9市町のICや空港ゲート等、交通の要衝周辺では、土地利用に関する需要が高まっており、また、令和3年1月18日に圏央道神崎パーキングエリア（仮称）が事業化となり、道の駅に併設するハイウェイオアシス化が進むこととなったことから、神崎IC周辺の土地利用に関する需要が高まっていくものと思われる。

今後、地元自治体では、企業誘致についても推進する方針であるが、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）や農地法により土地利用の転換が困難な農地が広がっているため、法による手続きが障壁となり、企業誘致が進まない状況にある。

については、国家戦略特区の指定により、土地利用転換にあたる要件の緩和や、手続きの期間の圧縮がなされれば、産業振興を図りやすくなることから、令和3年1月15日に千葉県から内閣府地方創生推進事務局に提案された、成田空港周辺地域における国家戦略特区の早期指定を要望する。

第5 新型コロナウイルス感染症の関連 について

新型コロナウイルス感染症については、変異株の種類が多様化し、その感染者数が拡大傾向にある中で、各自治体が主体となってワクチン接種に取り組んでおり、計画的かつ効率的に実施するためには、接種に必要なきめ細かな実施計画の作成と準備が不可欠となる。また、これまで各自治体において、国の全額負担を前提に接種体制の確保に鋭意取り組んできたところではあるが、円滑なワクチン接種に向けたさらなる体制強化に当たっては、実質的な人的担保及び財源担保が必要である。

また、長期化するコロナ禍の影響により、千葉県内においても地域経済の低迷が続いており、特に観光業においては、外出の自粛要請等によるイベントの中止やGOTOキャンペーン事業の中断により観光需要が落ち込み、先の見えない現状に不安が広がり深刻さを増している。

については、次の事項について要望する。

- (1) ワクチン接種を円滑に実施できるよう、ワクチンの配分量、供給時期及び副反応等に関する的確な情報を迅速に提供すること。

また、迅速な接種体制の確保及び強化に当たっては、地域の実情に応じて必要となる経費は異なり、所要となる経費が増大することが懸念されることから、自治体の持ち出し負担が生じないように、全額国費による財政措置を講じることはもちろんのこと、接種に係る医療スタッフの確保についても全面的な支援を行うこと。

- (2) ワクチン接種を早期に完了できるよう、集団接種を担う医師や看護師等の医療従事者並びに会場運営スタッフの確保が困難な地域においては、国直営で調達した巡回接種チームを編成し、3週間を空けて集団接種会場で接種できる体制を構築すること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症が一定の収束を見通せた段階において、地域の実情に応じた大規模な景気浮揚策を講じるとともに、感染症防止策の一環として抗原検査キット等を活用した感染者の早期発見体制の構築を図ること。

